# 本号で公布された法令のあらまし

◇**平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令**（政令第二四一号）（内閣府本府）

1　平成二一年八月八日から同月一一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

㈢　高知県幡多郡三原村及び兵庫県佐用郡佐用町の区域に係る激甚災害について公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈣　兵庫県佐用郡佐用町の区域に係る激甚災害について

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(2)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

# 政　令

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年九月十五日

内閣総理大臣　麻生　太郎

**政令第二百四十一号**

**政令**

平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

**第一条**　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激甚災害 | 適用すべき措置 |
|---|---|
| 平成二十一年八月八日から同月十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 | 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに次に掲げる町村の区域に係る激甚災害については、それぞれに定める措置<br>イ　高知県幡多郡三原村　法第三条、第四条第一項、第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置<br>ロ　兵庫県佐用郡佐用町　法第三条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 |

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第九号（同年八月九日に北緯二十七度東経百三十五度十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十三日に北緯三十三度五十分東経百五十一度四十分において熱帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

**第二条**　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
文部科学大臣　塩谷　立
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義

# 告　示

**○法務省告示第四百二十六号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアニューサウスウェールズ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十五日

法務大臣　森　英介

氏　名　イアン・スチュワート・マックファーソン
生年月日　千九百六十九年二月十四日
国　籍　オーストラリア

**○法務省告示第四百二十七号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア西オーストラリア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十五日

法務大臣　森　英介

氏　名　イアン・アンソニー・ゴードン
生年月日　千九百七十二年十二月十日
国　籍　オーストラリア

**○法務省告示第四百二十八号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年九月十五日

法務大臣　森　英介

住所　川崎市麻生区上麻生４丁目56番７―101号
金眞澄　昭和45年７月30日生

住所　京都府福知山市旭が丘62番地
徐潤煥　昭和46年４月17日生

住所　京都市西京区桂上野北町136番地
郭政律　昭和38年11月14日生

金知佳　昭和43年９月20日生

郭俊護　平成11年12月23日生

郭律樹　平成14年４月28日生

住所　大阪府池田市伏尾台３丁目８番地27
金光輝　昭和46年10月29日生

住所　京都市伏見区淀生津町575番地５
金丈治　昭和51年２月10日生

住所　京都市左京区田中大堰町212番地１
安昌浩　昭和63年10月16日生

住所　京都市左京区二条通川端東入難波町216番地
安麻里子　昭和38年８月13日生

住所　山口県周南市大字久米327番地21
ローサ・アルヘンティーナ・ロドリゲス・コモダ　昭和31年１月19日生

住所　長野県東御市常田70番地２
徐巨生　昭和42年11月17日生

安美重　昭和49年７月21日生

徐典暉　平成11年12月２日生

徐航盛　平成14年５月８日生

徐斑麻　平成18年７月25日生

住所　広島県三次市十日市南２丁目８番40―203号
吳基錫　昭和57年３月２日生

住所　広島県安芸郡府中町青崎東３番２―502号
チャム・ペアスナ　昭和52年１月１日生

住所　大分県中津市大字合馬161番地１
黄玉[illegible]　昭和24年１月６日生

金純愛　昭和51年８月１日生